第三十三条の二十三の五　匿名障害児福祉等関連情報利用者は、提供を受けた匿名障害児福祉等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名障害児福祉等関連情報を消去しなければならない。

第三十三条の二十三の六　匿名障害児福祉等関連情報利用者は、匿名障害児福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害児福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第三十三条の二十三の七　匿名障害児福祉等関連情報利用者又は匿名障害児福祉等関連情報利用者であつた者は、匿名障害児福祉等関連情報の利用に関して知り得た匿名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第三十三条の二十三の八　内閣総理大臣は、この節（第三十三条の十九から第三十三条の二十三の二まで、第三十三条の二十四及び第三十三条の二十五を除く。）の規定の施行に必要な限度において、匿名障害児福祉等関連情報利用者（国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは匿名障害児福祉等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名障害児福祉等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第三十三条の二十三の九　内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が第三十三条の二十三の四から第三十三条の二十三の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十条の三第二号中「第二十一条の四の八」の下に「又は第三十三条の二十三の九」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第三十三条の二十三の七の規定に違反して、匿名障害児福祉等関連情報の利用に関して知り得た匿名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第六十一条の五第一項中「第二十一条の四の七第一項」の下に「若しくは第三十三条の二十三の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第七条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和四十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「精神障害者の医療」を「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのつとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療」に改める。

第五条中「、精神病質」を削り、同条に次の一項を加える。

2　この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一　行方の知れない者

二　当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四　当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省令で定めるもの

五　心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

六　未成年者

第十八条第一項第四号中「一年」を「三年」に改める。

第十九条の五中「、第三項若しくは第四項」を「から第三項まで」に改める。

第十九条の十一第一項中「第三十三条第二項に規定する」を削る。

第二十一条第七項中「採る旨」の下に「及びその理由」を加える。

第二十九条第三項中「による措置」を「による入院措置」に改め、「精神障害者」の下に「及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行つたもの」を、「採る旨」の下に「及びその理由」を加える。

第二十九条の二第二項中「措置をとつた」を「規定による入院措置を採つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「とる」を「採る」に改め、同条第四項中「措置」を「入院措置」に改める。

第三十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、「（前項に規定する家族等をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項後段」を「第三項後段」に、「措置」を「入院措置」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二項に規定する市町村長は、同項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

第三十三条第七項中「第三項又は第四項後段」を「第二項又は第三項後段」に、「措置」を「入院措置」に改める。

第三十三条の二中「第三項」を「第二項」に改める。

第三十三条の三第一項中「第三項又は第四項後段の規定による措置」を「第二項又は第三項後段の規定による入院措置」に改め、「おいては、当該精神障害者」の下に「及びその家族等であつて同条第一項の規定による同意をしたもの」を、「採る旨」の下に「及びその理由」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に「、当該精神障害者については」を加え、「当該精神障害者の」を「その」に改める。

第三十三条の八中「措置」を「入院措置」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十九条第三項中「当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行つたもの」とあるのは、「当該精神障害者」と読み替えるものとする。

第三十四条第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第二項」に改め、同条第四項中「、前三項」を「前三項」に改め、「について」の下に「、第三十三条第六項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは、「第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第三十八条の三第一項中「第三項」を「第二項」に、「措置」を「入院措置」に改める。

第三十八条の六第二項中「、第三項若しくは第四項」を「から第三項まで」に改める。

第三十八条の七第二項中「又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項」を「、医療保護入院者又は第三十三条第三項」に改め、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「から第三項まで」に改める。

第五十一条の十三第三項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第二項」に改める。

第五十三条第一項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改める。

第五十七条第一号中「第三十三条第五項」を「第三十三条第四項」に改める。

第八条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　精神科病院における処遇等（第三十六条―第四十条）」を「第五節　雑則（第四十一条―第四十四条）」に、「第四節　入院者訪問支援事業（第三十五条の二・第三十五条の三）」を「第五節　精神科病院における処遇等（第三十六条―第四十条）」に、「第五節　虐待の防止（第四十条の二―第四十条の八）」を「第六節　雑則（第四十一条―第四十四条）」に、「第七節　雑則（第四十四条の二―第四十四条）」を「第七節　雑則（第四十四条の二―第四十四条）」に改める。